

陳情番号	128	付議年月日	4. 11. 4
件名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情の要旨】</p> <p>貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を提出するよう陳情します。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>神奈川地方最低賃金審議会（会長・盛誠吾一橋大学名誉教授 以下審議会）は8月5日、2022年度の県内最低賃金について、現行から31円引き上げて時給1,071円（前年度比2.98%増）に改定するよう神奈川労働局長に答申しました。引き上げ幅は、現在の方式となった2002年度以降で過去最大です。審議会は賃金上昇率、現下の経済・雇用情勢および物価の上昇による労働者の生活への影響や中小企業・小規模事業者が置かれている状況、賃金の低廉な労働者の処遇改善を重視した調査審議の結果であるとしたうえで、1 最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が懸念されることから、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。2 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすること。3 現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くすこと。また、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較衡量しつつ、目安額設定についての議論を深めることを強く要望しています。</p> <p>賃金構造基本統計調査特別集計（厚労省 令和3年）によれば、全国加重平均の未満率1.9%、影響率5.9%に対し、神奈川県は未満率は2.7%、影響率は9.5%と非常に高く、最低賃金の引き上げが直接処遇改善につながる、パートや派遣・契約労働者などの非正規雇用やフリーランスなど最低賃金近傍の労働者がいかに多いのかがわかります。</p> <p>2022年6月7日 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップが閣議決定されました。グランドデザイン及び実行計画（案）では、最低賃金についてはできる限り早期</p>			

に全国加重平均1,000円以上を目指すことを大前提として、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりした議論が必要である」としたうえで、「民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率の大幅引き上げ等、抜本的に拡充を図った」と述べられています。2022年の参院選公約では、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党が「1,500円」、国民民主党が「時給1,150円以上」の目標を記載しました。

神奈川労連は毎年、神奈川地方最低賃金審議会に委員を選出している団体と懇談しています。神奈川県弁護士会は今年も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を出し、「低賃金労働者の労働・生活改善には、最低賃金だけでなく、総合的な施策が必要」と述べました。公認会計士協会では、急激な物価高騰のもとで生計を考えれば、最低賃金の引き上げは必要であり、税や社会保険料なども含めた議論を求める声が出されました。経営者団体では神奈川県経営者協会と中小企業団体中央会と懇談を行い、いずれの団体も「神奈川の最賃額は他府県とのバランスが悪い」「円安やウクライナ危機のもとでの引き上げは厳しい」と述べながらも、最低賃金の引き上げには反対していません。また、「最低賃金を引き上げられるように、公正取引の推進を強めてほしい。現在行われている優越Gメンによる立入調査は不十分」という要望も出されました。

今回の答申で示された「1時間1,071円」の最賃額では、一般労働者と同程度の労働時間である年間2,000時間働いたとしても、年間収入は214万円強であり、とても生活の安定ははかれず生計費も充足しません。実際には低賃金で働く労働者は短時間勤務が多く、この収入を得ることすら非常に困難な実態です。神奈川労連は「1時間1,071円」は最低賃金法に反し、もとなる憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も保障していないと考えます。憲法と法律に基づく最低賃金額とすることを求めます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。